

重要物資管理營團法要綱(案)

(一六 一三 二二)

一 重要物資管理營團(以下營團ト稱ス)ハ戰時經濟運行ノ完徹ヲ圖ルガ爲重要物資ノ貯藏ノ確保増強及其ノ高度效率發揮ヲ爲スコトヲ目的トスルコト

二 營團ノ資本金ハ三千萬圓トスルコト

三 政府ハ三千萬圓ヲ營團ニ出資スベキコト

四 營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベキコト

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額及資本ニ關スル事項

五 役員及會議ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

16. 法

一六 一三 二二

八 公告ノ方法

九 定款變更ノ方法

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼザルコト

五 營團ニハ所得稅、法人稅、營業稅、登録稅、印紙稅及地方稅ヲ課セザルコト

六 營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第二、役員

七 營團ニ理事長、副理事長各一人及理事、監事各若干人ヲ置クコト

理事長ハ營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

八 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズルコト

主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ官吏ヲ以テ前項ノ役員ニ充ツルコトヲ得ルコト

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トスルコト
但シ前項ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコト

九 理事長、副理事長及理事ハ原則トシテ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得
ザルコト

十 營團ニ評議員若干人ヲ置キ理事長ノ諮問ニ應ジ又ハ之ニ對シ意見ヲ
述ブルコトヲ得シムルコトトシ評議員ハ主務大臣之ヲ命ズルコト

第三 業務

十一 營團ハ左ノ業務ヲ行フコト

一 重要物資ノ保有

二 重要物資ノ輸入、買上及賣渡

三 前各號ニ掲グルモノノ外營團ノ目的達成上必要ナル事業

前項第一號及第二號ノ事業ハ主務大臣ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フ
ベキコト

十二 營團必要アリト認ムルトキハ業務ニ關シ重要物資ヲ所有若ハ保管

スル者又ハ其ノ團體ニ對シ所有又ハ保管ノ狀況ニ關シ報告ヲ徹スルコトヲ得ルコト

營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ役員又ハ職員ヲシテ前項ニ掲クル者ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ出ミ帳簿書類其他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト

十三 營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、配給又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ重要物資ノ保管ヲ請求スルコトヲ得ルコト

十四 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ營團ニ對シ其ノ事業ヲ行フニ必要ナル經費ヲ補助スルコトヲ得ルコト

十五 價格等統制令第二條、第三條及第七條ノ規定ハ營團ガ其ノ業務ニ關シ重要物資ノ買上又ハ賣下ヲ爲サントスル場合ニハ之ヲ適用スルコト

十六 營團ノ每事業年度ニ於テ生ジタル剩餘金ハ之ヲ準備金トシテ積立ツベキコト

前項ノ準備金ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ザルコト

第五 監督

十六 營團ハ主務大臣之ヲ監督スルコト

十七 營團ハ業務規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベキコト

十八 主務大臣ハ營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、

検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

ルコト

十九 主務大臣ハ役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公

益ヲ害スル行爲ヲ爲シ其ノ他職務ヲ行フニ適當ナラズト認ムルトキハ

之ヲ解任スルコトヲ得ルコト

第六 其ノ他
二十 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

ルコト

二十一 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベキコト

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資ノ拂込ヲ稟請スベ

キコト
二十二 出資ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ營團
ノ理事長ニ引繼グベキコト
理事長前項ノ引繼ヲ受ケタルトキハ理事長、理事及監事ノ全員ハ設立
ノ登記ヲ爲スベキコト
營團ハ登記ヲ爲スニ因リテ成立スルコト